

夢は大きく、事業は明確に、協力は限定的に ——住民参画の地域福祉



日本の社会福祉は20世紀の最後の年に、約50年ぶりに社会福祉の考え方、基礎構造を改革しようとしています。

今回の改革のポイントは、1951年に制定された社会福祉事業法を「社会福祉法」に名称も含めて改正することです。従来の社会福祉の考え方、基礎構造は国民皆保険、皆年金制度が成立していなかった時代において、経済的貧困者を主に行政の責任で救済することを目的としていましたが、今回の改正は福祉サービスを必要としている人を地域社会の一員として支え、その人の人間性を尊重し、地域自立生活を支援する「地域福祉の推進」という考え方を全面に打ち出したことです。

そのために、新しい「社会福祉法」では、地域住民、社会福祉に関する活動を行なう者（ボランティア）を随所に明記し、これから社会福祉の推進には“住民参加”が不可欠であることを明確にしています。また、福祉サービスを必要としている人の人間性を尊重するという点から、福祉サービスの自己選択、自己決定を基本とし、そのための福祉サービス情報の開示、不服申立て、福祉サービス利用援助事業を法的に明確に位置付けています。さらには、今後市町村ごとの地域福祉を推進するために、保健、医療、福祉や生涯学習を総合的に展開できるよう「地域福祉計画」づくりを住民参加で推進することもうたっています。

このように、今後日本の社会福祉は大きく変わり、市町村を基盤として在宅福祉サービスを軸にした住民参画による地域福祉の計画的、総合的推進の時代になります。

茅野市が茅野市民とともに4年にわたり検討し、策定した「福祉21ビーナスプラン」は、これら新しい日本の社会福祉の考え方、推進のあり方を先取りしたものであり、より具現化させたものと言えます。この間の活動といい、計画の内容といい、全国に誇っていいプランだと思います。この活動と内容こそ21世紀に求められるものであり、従来の行政だけが推進する「福祉国家」型社会福祉から、住民と行政とが新しいパートナーシップを発揮し、協働して推進する「福祉社会」型社会福祉への転換を象徴しています。

茅野市は日本の地理的“へそ”的位置にありますが、今後はそれだけではなく地域福祉の推進においても全国の関係者が茅野市を訪問せざるを得ないよう日本の“へそ”としての位置と役割を担いたいものです。そのためには「福祉21ビーナスプラン」でうたった“みんな同じ空の下”という素晴らしい夢の実現に向け、事業を明確にし、住民に過度の負担をかけることなく、楽しみながら進められる活動が必要です。“福祉でまちづくり”に取り組み、茅野市が豊かに発展することを心から祈念しています。

2000年4月

**茅野市行政アドバイザー（福祉分野）
日本地域福祉研究所
所長 大橋謙策
(日本社会事業大学 教授)**